

## BSE の 国 際 基 準 の 改 正 に つ い て

村井清和<sup>†</sup> (農林水産省消費・安全局動物衛生課課長補佐,  
WOAH コード委員会委員)  
岡村行岳 (農林水産省消費・安全局動物衛生課付,  
WOAH 本部出向中)



村井清和



岡村行岳

### 1 は じ め に

国際獣疫事務局 (正式名称 Office International des Epizooties の略称 OIE, 通称 World Organisation for Animal Health の略称 WOAH) は, WTO/SPS 協定 (衛生植物検疫措置の適用に関する協定) において, 加盟国が動物や畜産物の貿易に関する動物衛生上の措置を講じる際の基礎となる国際基準を策定する機関として位置づけられている。WOAH が策定する国際基準のうち, 陸生動物衛生に関するもの (以下, 「WOAH コード」という) については, WOAH の専門委員会の一つである陸生動物衛生基準委員会 (Terrestrial Animal Health Standards Commission) (以下, 「コード委員会」という) において議論される。WOAH コードの新規章の策定や既存章の改正のプロセスは, 加盟国, 世界保健機関 (WHO) や世界卵委員会 (IEC) といった WOAH と協力協定を締結している国際機関や業界団体, また加盟国に対する疾病診断や特定分野に関する支援・助言を担う WOAH リファレンスセンター等の専門家からの提言・要望等に基づき開始される。年 2 回開催されるコード委員会において, その提言・要望等の妥当性が議論された後, 通常, 各分野の専門家グループ (*ad hoc* Group 等) が新規章案や既存章の改正案を作成する。その後, 新規章案・改正章案はコード委員会において議論され, 加盟国等からのコメントや科学委員会等の他の専門委員会の

見解を踏まえ必要な修正が加えられたうえで, 最終的には, 毎年 5 月に開催される WOAH 総会において採択され, 正式に国際基準となる。

WOAH コードのうち牛海綿状脳症 (BSE) に関する章 (以下, 「BSE コード」という) は, BSE が 1986 年に英国で初めて確認された後, 1992 年に策定された。その後 BSE コードは, 加盟国からの要請や科学的知見の集積に応じて累次の改正を重ねてきた。2008 年に, それまでは別個に存在していた BSE に関するサーベイランスやリスク評価に係るガイドライン文書が BSE コードに統合されおむね現在の構成となって以降, 近年は比較的小規模な改正のみが行われてきた (表 1)。

このような中, 世界的な対策の進展による BSE 発生頭数の激減や BSE 感染牛の特定危険部位及び非定型 BSE 等についての研究成果の集積等を踏まえ, 現在のリスクや科学的知見に応じた BSE コードの大幅見直しが, WOAH の急務となっていた。このため, コード委員会は 2018 年 2 月から BSE コードの大改正の作業を本格化させ, 専門家グループや他の WOAH 専門委員会

表 1 近年の BSE コードの改正概要

改正年	主な改正の概要
2009 年	安全物品*として整理されていた骨なし骨格筋 (機械的除去肉を除く) から「30 カ月齢以下」の月齢制限を削除する (すなわち全月齢の骨なし骨格筋を安全物品とする) ための改正 (*安全物品については以下 3 (6) 参照)
2010 年	飼料規制の実施後に生まれた牛での発生事例について, 徹底的な調査が必要である旨の一文を追加
2013 年	小規模な牛群を持つ国が満たすべきサーベイランスの要件を明確化
2015 年	加盟国の BSE リスクの公式ステータス認定にあたっては非定型 BSE を考慮しない旨の一文を追加

<sup>†</sup> 連絡責任者: 村井清和 (農林水産省消費・安全局動物衛生課)

〒 100-8950 千代田区霞が関 1-2-1 ☎ 03-3502-8111 E-mail: kiyokazu\_murai580@maff.go.jp

からの意見聴取を適宜挟みながら、改正案の策定作業を進めてきた。この改正案は加盟国への7度の回覧の後、本年5月のWOAH総会で採択されるに至った。

本稿では、今回のBSEコードの大改正について概説する。

## 2 主たる改正ポイント①（リスク評価やステータス認定関係）

### (1) BSE リスク評価

WOAHは加盟国からの要請があれば、BSEコードに基づき、加盟国のBSEリスク（「無視できるリスク」または「管理されたリスク」）のステータスを公式に評価、認定してきた。ステータス認定のポイントは、リスク評価、サーベイランスの実施、定型及び非定型BSEの発生歴、定型及び非定型BSEの感染牛に対する防疫措置である。このうちリスク評価について、改正前は、侵入評価（生体・畜産物の輸入を通じて定型BSEの異常プリオンが侵入する可能性の評価）でリスク要因が確認された場合のみ暴露評価（牛群が定型BSEの異常プリオンに暴露される可能性の評価）を実施するとされていた。すなわち、侵入評価でリスク要因が確認されなかった国は、その結果のみをもって「無視できるリスク」の国と認定されていた。一方、改正後は侵入評価の結果に関わらず、全ての場合において暴露評価を実施することとされた。これにより、すでに侵入評価でリスク要因が確認されず「無視できるリスク」の認定を受けていた一部の国のステータスの正当性に疑義が生じることになるため、WOAHの専門委員会の一つでありステータス認定を担う科学委員会は、今般のBSEコードの改正に先立ち該当国に暴露評価の実施を要求し、その内容を確認した。結果として、それらの国のステータス維持に影響がないことが確認されている。

### (2) 「無視できるリスク」の国の認定要件

改正前は、要件の一つとして、公的な飼料規制を8年間実施していることが定められていたが、改正後は、公的な飼料規制は必須ではなくなった。これは、反芻動物が反芻動物由来飼料を与えられていないことを立証することを前提に、専らまたは完全に牛を放牧で飼養している国やレンダリング産業が存在しない国にもステータス認定の道を拓くべきだとの考えに基づいている。すなわち、国の畜産業の実態から、反芻動物が反芻動物由来飼料を与えられていないことが担保できる場合には、公的な飼料規制は不要とされた。また、改正前は各種要件を満たしている期間（充足期間）にバラツキが見られたが、改正後はBSEの潜伏期間上位95%値（7年）に安全マージン1年を加えた8年を全ての要件の充足期間とした。加えて、改正前は11歳未満の自国産牛で1例でも定型

BSEが確認されると「無視できるリスク」のステータスは認定されない（すでに認定されている場合は効力停止）という、ある意味ではゼロトレランス的な要件が存在したが、改正後は自国産牛で定型BSEの発生がある場合には、①感染牛は“牛群の中でBSEの病原体が循環されるリスクが無視できると立証された日（starting date）”（以下3（2）参照）より前に出生していること、または、②“starting date”以降に出生した自国産牛で定型BSEの発生があった場合には、調査により判明した全ての感染源が制御されており、BSE病原体が循環されるリスクは引き続き無視できると確認されていること、となった。この背景には、飼料規制後に出生した牛から定型BSEが確認されても、それは飼料規制が適切に実施されていなかったことを必ずしも意味せず、農場等に残留していた感染性のある異常プリオン（pocket of residual infectivity）が原因となって感染した可能性があることから、仮に発生があっても、調査によって引き続き適切な対策が実施され、リスクの上昇がないことを証明できれば、ステータスに悪影響を及ぼすのは好ましくないとの考えがある。関連して、改正後の「リスク」とは、牛群に由来するBSE発生のリスクというよりは、BSE病原体が循環されてしまうリスクを指す言葉になっている。

### (3) 「管理されたリスク」の国の認定要件

改正前の「管理されたリスク」の国の認定要件は、「無視できるリスク」の国の要件と異なっていたが、改正後は両ステータスとも同一の要件とされた。これは、「管理されたリスク」は「無視できるリスク」に至る途中段階という位置づけであることを明確に示している。両者の相違点は、必要な要件充足の期間であり、充足期間が8年未満の要件が一つでもあれば「管理されたリスク」となる。

### (4) ステータスの維持

改正前のBSEコードにはステータス維持に関する規定は含まれておらず、別の関連文書に新たなBSEの発生が自動的にステータスの一時停止に直結するわけではないとの記載があるのみであった。今回の改正によりステータス維持に関する規定をコード内に含めることになった。具体的には、輸入牛での定型BSEの発生、“starting date”以前に出生した牛での定型BSEの発生あるいは非定型BSEの発生は、これらの感染牛が完全に廃棄されている限りステータスに影響しないとされた。なお、“starting date”以降に出生した自国産牛で定型BSEの発生があった場合は、判明した全ての感染源が制御されており、BSE病原体が循環されるリスクは引き続き無視できる、との調査結果が90日以内に

WOAHに提出され、承認される必要があるとしている。

#### (5) コホート牛に関する規定の削除

コホートとは、特定の期間や場所で出生した動物や特定の要因に曝露された動物の集団を指すが、改正前の「無視できるリスク」及び「管理されたリスク」の認定要件は、コホート牛（満12カ月齢になるまでの間に、生後12カ月以内のBSE感染牛と同居したことがあり、かつ、当該感染牛と同じ飼料を給与された牛。ただし、飼料の給与状況についての調査結果が得られない場合は、当該感染牛の生まれた牛群において、当該感染牛が生まれた日の前後12カ月の間に生まれた牛）について、移動の管理やその死体の適切な廃棄を求めていた。しかし、今回の改正によりBSEコードでは、ステータスの認定要件から、コホート牛に関する規定は全て削除された。これは、過去のサーベイランスデータの分析結果から、他の牛に比べても、コホート牛におけるBSE陽性牛がきわめて少ないこと、並びに飼料規制や異常プリオンたん白質が蓄積する部位、いわゆる特定危険部位（Specified Risk Materials：SRM）の除去等の措置が継続的かつ効果的に実施され、サーベイランスも機能しているのであれば、全てのコホート牛を完全に廃棄しても追加的なリスク低減効果をもたらさないと考えられたためとしている。

### 3 主たる改正ポイント②（その他の全般的な重要事項）

#### (1) 非定型BSEの取扱い

非定型BSEについては、改正前は加盟国のBSEリスクの公式ステータスの認定にあたっては考慮する必要はないが、発生時にはWOAHに対して緊急通報を行うべき疾病とされていた。しかし、過去に非定型BSEの通報を契機に牛肉の輸入禁止措置が取られた事例があることや、非定型BSEについての科学的知見の集積を踏まえ、改めてBSEコードにおける非定型BSEの取扱いが議論された。その結果、非定型BSEはリスト疾病（WOAHコードに収載される特定の疾病）の要件を充足しないとの評価が科学委員会によって下された。そのため、改正後は発生ごとのWOAHに対する通報義務はなくなり、リスク評価における非定型BSEの考慮も不要となった。一方で、専門家は非定型BSEの再循環の可能性も完全には否定できないとしており、改正後のコードでも非定型BSEについての言及は残されている。これは、非定型BSEに関するリスク管理措置やサーベイランスは、定型BSEと同様であるため、非定型BSEの対策も本章でカバーされている、という考え方に基づいたものである。実際に、ステータス認定に当たっては、摘発された非定型BSE感染牛が完全に廃棄され、飼料チェーンやフードチェーンに入らないことが求められている。

#### (2) “牛群の中でBSEの病原体が循環されるリスクが無視できると立証された日”という考え方の導入

「無視できるリスク」及び「管理されたリスク」の両ステータスについて、改正前は、一つの加盟国の中にはBSEリスクの観点から、一様な牛の集団が一つあると見なされていた。これに対し、今回の改正では、一つの加盟国の中にも厳密には2種類の牛の集団（亜集団）が存在するという考え方が導入された。すなわち、飼料規制等の効果的な対策が施行された日より前に出生していた牛は、施行後に出生した牛よりBSE感染のリスクが一定程度高いと考えられる。そのため、必要に応じてこの区分を貿易条項等の各規定に反映させるというものである。また、改正後のコードには、この境界となる日が“牛群の中でBSEの病原体が循環されるリスクが無視できると立証された日”（効果的な措置が開始された日という意味で、関係者の間では“starting date”と称される）との表現で繰り返し述べられている。なおWOAHによれば、“starting date”は「無視できるリスク」の国では公式認定の少なくとも8年前、「管理されたリスク」の国では公式認定の年が基準になるとしている。ただし、二国間でさらに前の日付で合意することも可能としている。

#### (3) 特定危険部位（SRM）の見直し

特定危険部位（SRM）についても今回見直しが行われた（表2）。まず、改正後はSRMという用語は消失し、代わりに“commodities with the greatest BSE infectivity（最もBSE感染性が高い物品）”という表現が使用されている（なお、読みやすさの観点から、本稿では改正後もSRMと表記している）。また、扁桃はきわめて低いプリオン感染性しか有しないとの科学的根拠に基づき、全月齢の扁桃がSRMから除外された。また、改正前は「管理されたリスク」の国由来のSRMは貿易禁止とされていたが、改正後は“starting date”より後に出生した牛由来のSRMは貿易可能とされている。なお、国際基準上は従前より「無視できるリスク」の国由来のSRMは貿易可能とされている。

#### (4) BSEサーベイランス

ステータス維持のためのBSEサーベイランスについて、改正前は、牛の年齢（1歳以上2歳未満、2歳以上4歳未満、4歳以上7歳未満、7歳以上9歳未満、9歳以上の5区分）と臨床兆候（特定症状牛、起立不能牛等、死亡牛、健康と畜牛の4区分）の組み合わせによって、検査法の検出感度の限界や陽性牛の摘発確率を考慮して重み付けをしたポイントの検査ごとの積算値が一定以上になることが要求されるような制度となっていた。具体的には、サーベイランス対象となる区分として、①30カ



表2 BSE コード改正に伴う SRM (特定危険部位) の変更

		コード改正前	コード改正後 (2023年5月25日に採択)
コード上の SRM の範囲	無視できるリスク	規定なし (貿易可)	規定なし (貿易可)
	管理されたリスク	全月齢の扁桃・回腸遠位部、30カ月齢超の脳・眼・脊髄・頭蓋・脊柱	全月齢の回腸遠位部、30カ月齢超の脳・眼・脊髄・頭蓋・脊柱  【“牛群の中でBSEの病原体が循環されるリスクが無視できると立証された日”より前に出生した牛由来に限る。】
	不明のリスク	全月齢の扁桃・回腸遠位部、12カ月齢超の脳・眼・脊髄・頭蓋・脊柱	全月齢の回腸遠位部、30カ月齢超の脳・眼・脊髄・頭蓋・脊柱

月齢超の特定症状牛 (clinical suspect), ②30カ月齢超の起立不能牛等, ③30カ月齢超の死亡牛, ④36カ月齢の健康と畜牛が設定され, このうち①の区分の牛については, 獲得済みポイントに関わらず全頭検査をすることに加えて, ②~④の少なくとも2つの区分がカバーされるべきとされていた。この制度には, サーベイランスの成果を数字で表現できるという明瞭さがあったが, 効率的なポイント獲得を優先するようなサーベイランスの設計がなされる, あるいは小規模な牛群しか存在しない国にとってはポイントの獲得が困難な場合がある等の弊害も指摘されていた。一方, これまでのサーベイランスの主目的は飼料規制の実施状況を監視することであったが, その目的はすでに達成されたと考えられる。さらに世界的に定型BSEの発生が大きく減少したことを踏まえると, 今後の目的は定型BSEの再興を早期摘発することにあるとされている。このため, 改正BSEコードにおいては, このようなアクティブサーベイランスの要件化やポイント制をやめて, 単純に, BSEの臨床徴候を有する全月齢の牛を対象としたサーベイランスを実施することが求められている。対象牛に月齢制限がないのは, アクティブサーベイランスの非要件化を補完する意味合いもある。また, BSEを疑うべき行動学的または臨床上的の変化の一覧も更新された。特に次の4種類の牛については月齢区分は設けず, 家畜衛生当局に通報され, BSE検査の実施を検討する必要があるとしている。具体的には, ①異常行動または神経症状を起こす他の原因 (ウイルス・細菌感染症, 代謝疾患, 外傷, 新生物や中毒等) に起因する可能性を否定したうえで, 治療に反応しないBSEの特定症状を呈する牛, ②横臥が他の原因に起因する可能性を否定したうえで, BSEを疑うに足る病歴を有する起立不能牛, ③と畜場での生前検査において, 異常行動または神経症状を示す牛, ④死亡が他の原因に起因する可能性を否定したうえで, BSEを疑うに足る病歴を有する死亡牛, である。なお, サーベイランス計画の信頼性を確保するためには, 畜産に関与する全ての関係者がBSEの臨床症状や通報義務を理

解するための継続的な啓発・研修活動の実施, 並びに対象集団の定義, 臨床症状牛の通報, 検査に供する牛の選定, 採材及び検体送付, 陽性牛確認後の疫学調査等についての文書化が重要であることを謳っている。

#### (5) 関連用語の定義

WOAHコードでは, よく使用される用語のうち, 一般の辞書の意味とは異なり, 特定の意味を有する用語については, 定義語 (glossary) として, コード内での定義が与えられている。BSEに特に関係が深いものとして, 改正前は「肉骨粉 (meat-and-bone meal)」と「獣脂かす (greaves)」が記載されていたが, 今回の改正の議論において, 両者を区別する根拠が明確ではないとの見解が示された。そこで, 両者を統合して, 新たに「たんぱく粉 (protein meal)」という定義語が策定され, 改正BSEコードにおいても頻繁に使われている。

#### (6) 安全物品 (無条件物品)

WOAHコードには, 安全物品 (safe commodity) という考え方があり, 特定の感染症に関するリスク軽減措置を講じなくても安全に貿易できる物品として, コード内の疾病章ごとに定められている。無条件物品という別称からも分かるように, 特定の動物製品となる原料となる部位にそもそも病原体が存在しない, あるいは存在していたとしても, その製品の標準的な製造工程等によって病原体が不活化されることが実証されている場合には, その製品の輸入に際し追加的な条件を課してはいけない, というものである。今回, 改正前の安全物品のうち, 厳密には安全物品としての定義に合致しないものが削除されるとともに, 科学的根拠を見直した結果として新たに胎児血液が安全物品に追加された。

### 4 主たる改正ポイント③ (生体・畜産物の貿易関係)

#### (1) 生体牛の輸入条件

改正前の生体牛の輸入に関しては, 「無視できるリスク」の国と「管理されたリスク」の国とで異なる輸入条

件が設定されていた。具体的には、「無視できるリスク」の国がBSE非発生国の場合は、特段の要件はなかった一方で、発生国の場合は牛の識別がなされ、コホート牛ではないと証明されていることに加えて、飼料規制の施行日以降に出生した牛であることが求められていた。また、「管理されたリスク」の国については、基本的に「無視できるリスク」の発生国と同様の条件であった。改正後は、「無視できるリスク」と「管理されたリスク」の国で同一の輸入条件が設定され、牛が識別されていること（コード上は個体識別だけではなく、グループ単位での識別でも可）に加えて、“starting date”以降に出生していること、または反芻動物由来たんばく粉の給与がされていないこととなっている。

## (2) 牛肉の輸入条件

改正前の牛肉の輸入条件は、「無視できるリスク」の国が非発生国の場合は、と畜前後検査での合格のみ、発生国の場合はと畜前後検査での合格に加えて飼料規制の施行日以降に出生した牛であることが求められていた。また、「管理されたリスク」の国については、と畜前後検査での合格、ピッシング等がされていないこと、SRMや30カ月齢超の牛の頭蓋骨及び脊柱由来の機械的除去肉（mechanically separated meat）を含まないこととされていた。改正後は、「無視できるリスク」の国については、牛の識別及びと畜前後検査での合格、「管理されたリスク」の国については、牛の識別及びと畜前後検査での合格に加えて“starting date”以降に出生していること、または“starting date”より前に出生している場合にはピッシング等がされておらず、SRMや30カ月齢超の牛の頭蓋骨及び脊柱由来の機械的除去肉を含まないこととされた。ここで一つの疑問が生じる。上記3(2)で述べたように、“starting date”という考え方が導入された以上、「無視できるリスク」の国にも、“starting date”より前に出生した牛の集団が規模としてはきわめて小さいながらも存在するはずである。そしてその集団については、「管理されたリスク」の国の“starting date”より前に出生した牛の集団と同じリスク軽減措置を求めることが合理的である。ただし、この点については紆余曲折があり、仮にそのような規定にした場合、特にBSE非発生の「無視できるリスク」の国にとっては貿易要件が改正前のBSEコードよりも厳しくなってしまう。これでは、世界的に発生リスクが大きく減少したというそもそもの改正の背景と矛盾することになることから、実現可能性の観点からも現在のような規定内容に落ち着いたという経緯がある。

## (3) たんばく粉の輸入条件

改正前の反芻動物の肉骨粉または獣脂かすの輸入条件

として、「無視できるリスク」が非発生国の場合は特段の要件なし、発生国の場合は飼料規制の施行前に出生した牛由来のものは貿易不可とされていた（「管理されたリスク」または「不明のリスク」の国由来のものは貿易不可であり、これは改正後も同様）。改正後の牛のたんばく粉の輸入条件として、「無視できるリスク」の国からの輸入では、牛が識別されていることに加えて、“starting date”以降に出生した牛に由来している、または別途BSE改正コード内に規定されている感染性低減処理がなされることが要件となっている。なお、たんばく粉の製造工程に関して、“starting date”以降に出生した牛のみを選び分けてレンダリング処理等に供することは現実的ではない。そのため、実際にはたんばく粉はコードに規定される感染性低減処理がなされたものとして貿易される可能性が高いと考えられる。

## (4) 血液製品の輸入条件

改正前は、ピッシング等をされていない牛に由来する血液製品は安全物品とされていたが、ピッシング等を行わないという措置は、3(6)で述べたようにBSEという特定の感染症に関するリスク低減措置といえるため、血液製品は安全物品の定義に該当しないと判断された。そのため、胎児血液以外の血液製品は安全物品から除外された。これに伴い、輸入条件を規定した個別の条項が作られ、牛肉の貿易要件に近い規定が含まれた。具体的には、「無視できるリスク」の国は牛の識別がされていること、「管理されたリスク」の国はこれに加えて“starting date”以降に出生した牛に由来することとされた。また、ピッシング等がされていない牛に由来し、神経系組織による汚染がないことが確認された製品については、リスクステータスによらず貿易可能としている。

## (5) 骨由来ゼラチン・コラーゲンの輸入条件

改正前は、皮由来ゼラチン・コラーゲンは安全物品とされていたが、骨由来ゼラチン・コラーゲンには個別に輸入条件の条項が設けられていた。具体的には、「無視できるリスク」国には特段の要件はなく、「管理されたリスク」または「不明のリスク」の国からの場合にはと畜前後検査での合格、頭蓋骨及び30カ月齢超の牛の脊柱の除去及び特定の処理（脱脂、酸による脱灰、アルカリ処理、ろ過、加熱殺菌等）を受けていることとされていた。改正後は、科学的根拠を見直した結果として、頭蓋骨及び30カ月齢の脊柱の除去は不要であり、要件となっていた特定の処理工程については、業界の標準的な製造方法であるとの判断から、骨由来ゼラチン・コラーゲンについても安全物品とされた。

## (6) 動物性油脂の輸入条件

改正前は、動物性油脂のうち不溶性不純物が0.02%以下のものについては安全物品とされており、それ以外の動物性油脂には個別の輸入条件の条項が設けられていた。内容としては、「無視できるリスク」の国であれば特段の要件はなく、「管理されたリスク」の国からであればと畜前後検査での合格及び原材料にSRMが使用されていないこととされていた。また、「不明のリスク」の国からは輸入不可であった。改正後は、科学的知見を見直した結果として、新たに「不明のリスク」の国からであってもと畜前後検査に合格し、原材料にSRMが使用されていなければ輸入可能とされた。

## 5 おわりに

本年の総会でようやく採択された改正BSEコードであるが、公式ステータスの認定・年次更新の目的では、改正基準は2024年5月の総会後に施行される見込みとなっている。これは、加盟国に対して改正基準への適応やステータスの認定・維持に必要なデータ取得のための十分な期間を与えるためとされている。なお、BSEサーベイランスについては、WOAH側で改正基準に基づくガイドラインが作成され、採択後に公表されている。今回の概説では、全ての改正事項について詳細に説明することはできなかったが、関心のある方はぜひとも改正BSEコードの原文やBSEサーベイランスのガイドラインを精読いただきたい。

## 関連文献

[1] WOA: WOAコード第11.4章及び第1.8章; Chapter 11.4 Bovine spongiform encephalopathy ([https://www.woah.org/en/what-we-do/standards/codes-and-manuals/terrestrial-code-online-access/?id=169&L=1&htmlfile=chaptre\\_bse.htm](https://www.woah.org/en/what-we-do/standards/codes-and-manuals/terrestrial-code-online-access/?id=169&L=1&htmlfile=chaptre_bse.htm)), Chapter 1.8 Application for

official recognition by WOA of risk status for bovine spongiform encephalopathy ([https://www.woah.org/en/what-we-do/standards/codes-and-manuals/terrestrial-code-online-access/?id=169&L=1&htmlfile=chaptre\\_selfdeclaration\\_BSE.htm](https://www.woah.org/en/what-we-do/standards/codes-and-manuals/terrestrial-code-online-access/?id=169&L=1&htmlfile=chaptre_selfdeclaration_BSE.htm))

- [2] WOA: BSEサーベイランスガイドライン; Guidelines for Targeted BSE Surveillance (<https://www.woah.org/app/uploads/2023/07/ang-book-bse-guidelines-07072023-final.pdf>)
- [3] WOA: 2023年5月第90回WOAH総会最終報告書; 90th General Session Final Report 2023, <https://www.woah.org/app/uploads/2023/06/a-fr-sg-2023.pdf>
- [4] WOA: 2023年2月WOAHコード委員会レポート; Report of the Meeting of WOA Terrestrial Animal Health Standards Commission (February 2023), <https://www.woah.org/app/uploads/2023/03/a-tahsc-feb-2023-report-1.pdf>
- [5] WOA: 2022年9月WOAHコード委員会レポート; Report of the Meeting of WOA Terrestrial Animal Health Standards Commission (September 2022), <https://www.woah.org/app/uploads/2022/11/a-tahsc-sept-2022-report-1.pdf>
- [6] WOA: 2022年9月WOAH科学委員会レポート; Report of the Meeting of the WOA Scientific Commission for Animal Diseases (September 2022), <https://www.woah.org/app/uploads/2022/11/a00-scad-sept2022-2-2.pdf>
- [7] OIE: 2019年3月BSEリスク評価及びサーベイランスに関するアドホックグループレポート; Report of the Meeting of the OIE *ad hoc* Group on Bovine Spongiform Encephalopathy Risk Assessment and Surveillance (March 2019), <https://www.woah.org/app/uploads/2021/09/a-ahg-bsesurv-riskass-mar2019.pdf>
- [8] OIE: 2018年7月BSEリスク評価に関するアドホックグループレポート; Report of the Meeting of the OIE *ad hoc* Group on Bovine Spongiform Encephalopathy Risk Assessment (July 2018), <https://www.woah.org/app/uploads/2021/09/a-ahg-bse-risk-assessment-july2018-web.pdf>